

選挙の運用について

公職選挙法は、公職の選挙に関する基本法として、国会議員、地方公共団体の議会の議員および長の選挙に適用される。

さらに、都および区が管理する選挙および投票その他都・区選挙管理委員会に属する事務については、法に定められた範囲内で都および区が条例や規程により定めている。

選挙を執行する際には、それぞれの法令、条例、規程に基づき事務を運用している。

	衆院選、参院選	都知事選、都議選	区長選、区議選
国	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">公職選挙法</div> <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;">公職選挙法施行令</div>		
都	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 都条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示板設置 ・選挙公報発行 ・選挙運動の公費負担 </div> <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;">都規程</div>		
区			<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 区条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示板設置 ・選挙公報発行 ・選挙運動の公費負担 </div> <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;">区規程</div>

根拠法令一覧

	衆院選・参院選	都知事選	都議選	区長選・区議補選	区議選
《ポスター掲示板》					
①設置数	国 政令で定める。(法144の2、令111)	国 政令で定める。(法144の2、令111)	国 政令で定める。(法144の2、令111)	国 政令で定める。(法144の2、令111)	国 政令で定める。(法144の2、令111)
②区画番号	国・都 法により都が定める。(法144の2、都規39) 区画番号は右上から横に順次定めている。	国・都 法により都が定める。(法144の2、都規39) 区画番号は右上から横に順次定めている。	都 都が定める。(都規39) 区画番号は右上から横に順次定めている。	区 区が定める。(区規57) 区画番号は右上から縦に順次定めている。	区 区が定める。(区規57) 区画番号をくじにより定める。これを上下に分割し、交換した配列の番号を付したものを表示する。
③区画数	国・都 法により都が定める。(法144の2、都計画) 候補者数を想定して決めている。	国・都 法により都が定める。(法144の2、都計画) 候補者数を想定して決めている。	都 都が定める。(都計画) 候補者数を想定して決めている。	区 区が定める。(区計画) 候補者数を想定して決めている。	区 区が定める。(区計画) 候補者数を想定して決めている。
《選挙公報》					
①掲載申請方法	国・都 法により都が定める。(法168、169、172、都規53)	国・都 法により都が定める。(法168、169、172、都規53)	都 都が定める。(都条例、都規53)	区 区が定める。(区条例、区規72)	区 区が定める。(区条例、区規72)
②掲載文の書き方 (使用文字の大きさ及び図画等の面積の制限等)	国・都 法により都が定める。(法172、都規55～57)	国・都 法により都が定める。(法172、都規55～57)	都 都が定める。(都規55～57)	区 区が定める。(区規74～77)	区 区が定める。(区規74～77)
③掲載順序	国・都 法により都が定める。(法169、172、都規60) くじを行い、掲載順序を決める。	国・都 法により都が定める。(法169、172、都規60) くじを行い、掲載順序を決める。	都 都が定める。(都条例、都規60) くじを行い、掲載順序を決める。	区 区が定める。(区条例、区規70) くじを行い、掲載順序を決める。	区 区が定める。(区条例、区規70) くじを行い、掲載順序を決める。
④選挙公報の様式、印刷	国・都 都が定める。(都規61、62) ブランケット判	国・都 都が定める。(都規61、62) ブランケット判	都 都が定める。(都規61、62) ブランケット判	区 区が定める。(区規80、81) ブランケット判	区 区が定める。(区規80、81) ブランケット判
《選挙運動に従事する者、労務者に対する実費弁償、報酬の支給》					
①選挙運動に従事する者の実費弁償の額	国・都 政令で定める基準に従い、都が定める。(法197の2、令129、都規81)	国・都 政令で定める基準に従い、都が定める。(法197の2、令129、都規81)	国・都 政令で定める基準に従い、都が定める。(法197の2、令129、都規81)	国・区 政令で定める基準に従い、区が定める。(法197の2、令129、区規97)	国・区 政令で定める基準に従い、区が定める。(法197の2、令129、区規97)
②選挙運動に従事する者の1日に使用できる人数	国 政令で定める。(法197の2、令129) 衆 50人以内 参 50人以内	国 政令で定める。(法197の2、令129) 都知事 50人以内	国 政令で定める。(法197の2、令129) 都議 12人以内	国 政令で定める。(法197の2、令129) 区長 12人以内 区議補 9人以内	国 政令で定める。(法197の2、令129) 区議 9人以内
③労務者の報酬額、実費弁償の額	国・都 政令で定める基準に従い、都が定める。(法197の2、令129、都規81)	国・都 政令で定める基準に従い、都が定める。(法197の2、令129、都規81)	国・都 政令で定める基準に従い、都が定める。(法197の2、令129、都規81)	国・区 政令で定める基準に従い、区が定める。(法197の2、令129、区規97)	国・区 政令で定める基準に従い、区が定める。(法197の2、令129、区規97)
《選挙運動費用制限額》	国 政令で定める。(法194、令127)	国 政令で定める。(法194、令127)	国 政令で定める。(法194、令127)	国 政令で定める。(法194、令127)	国 政令で定める。(法194、令127)
《選挙運動》					
①態様、枚数、規格等	国 法・政令で定める。(法129～178の3、令108～126)	国 法・政令で定める。(法129～178の3、令108～126)	国 法・政令で定める。(法129～178の3、令108～126)	国 法・政令で定める。(法129～178の3、令108～126)	国 法・政令で定める。(法129～178の3、令108～126)
②公費負担額	国 政令で定める。(法141～143、令109の4、109の7、109の8、110の2、110の3、110の4、125の3)	国・都 政令で定める基準に従い、都が定める。(法141～143、令109の4、109の8、110の4、都条例、都規73～77の2)	国・都 政令で定める基準に従い、都が定める。(法141～143、令109の4、109の8、110の4、都条例、都規73～77の2)	国・区 政令で定める基準に従い、区が定める。(法141～143、令109の4、109の8、110の4、区条例、区規87～91)	国・区 政令で定める基準に従い、区が定める。(法141～143、令109の4、109の8、110の4、区条例、区規87～91)